

監査結果公表第28-14号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年3月2日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	大 野 義 信
同	露 原 行 隆

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置の通知

平成29年2月24日付け八地地第215号

平成29年2月24日付け八健推第1664号

平成26年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成29年2月21日付け八建政第496号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成29年2月21日付け八水経第202号

平成26年度定期監査（消防本部・消防署）の結果に対する措置の通知

平成29年2月24日付け八消本総第593号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 26 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
水道局各課共通事務

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H27. 11. 26 までの取り組み等の内容	
<p>3 備品の管理について 10,000 円以上の物品（備品）については八尾市水道局会計規程（以下、「会計規程」という。）において、毎事業年度少なくとも 1 回以上は現品を調査、照合しなければならないとされている。平成 24 年度の包括外部監査の結果において現物調査の必要について指摘があり、その対応について、現物調査を行い今後も継続的に実施する旨の措置報告がされているが、今回、備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在確認ができないものや廃棄手続きがされていないもの等が多数見受けられた。</p> <p>会計規程に基づき備品全般について現物の調査、照合を行うとともに備品台帳の整備を図り、適正に管理すること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年3月29日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>備品全般における現物の調査、照合を行い、備品台帳を作成しました。</p> <p>今後は、年 1 回定期的に所属別に現物の調査・照合を行い、適正に管理していきます。</p>		<p>平成 27 年 11 月現在、各課配置の現物調査を完了しており、所属毎のリスト作成も含めて年度内に平成 27 年度の備品台帳を整備する予定です。</p>	

平成 26 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 経営総務課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H27. 11. 26 までの取り組み等の内容	
<p>1 振替休日の取得の促進について</p> <p>八尾市水道局就業規則で定める週休日（土曜日及び日曜日）における勤務及び週休日の振替について確認したところ、日曜日の勤務については大半が振替休日を取得しておらず、土日の勤務状況の割合についても日曜日の勤務割合が非常に高いものとなっていた。</p> <p>また、週休日の振替を行わないことにより結果的に月 45 時間を超える超過勤務となり、過重労働による産業医の助言指導の対象となっている者が見受けられた。</p> <p>職員の健康管理の面から、勤務の平準化や勤務命令時の振替休日取得の促進に努めること。</p>	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
	<p>超過勤務時間の縮減と勤務の平準化を図るため、平成 28 年 4 月から工事管理課における日曜日の交代勤務の廃止について試行しており、事故や緊急を要する修繕等の際には非常呼び出しによる対応を行っております。</p> <p>その検証結果等を踏まえ週休日における新たな振替制度について検討を行います。</p>		<p>現在の運用では、原則、土曜日の勤務について、週休日の振替を行っていますが、週休日を確保し、勤務時間の縮減、職員の健康管理の面から、日曜日の勤務についても週休日の振替を行うことが適当であると考えており、現在、今後の勤務のあり方について検討しています。</p>	

平成 26 年度実施水道局定期監査の結果に対する措置等の内容
 お客さまサービス課

指摘事項	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H27. 11. 26 までの取り組み等の内容	
<p>1 収納事務受託者に対する検査の実施について 水道局においては、サービス拡充の一環として、平成 11 年 1 月よりコンビニエンス・ストアでの水道料金等の収納を行っており、取扱件数及び取扱金額ともに、口座振替に次いで利用されているが、収納事務等に関する検査を実施していない。 公金の収納事務のコンビニエンス・ストアへの業務委託については、地方公営企業法施行令において、委託先に対して帳簿等の検査をすることが出来るとなっており、事務の適正な履行を確保する観点から適宜検査の実施に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年3月23日)	措置状況	2. 措置予定
<p>2 料金徴収事務従事者証について (1) 事業管理者から料金徴収事務の従事者等に交付されている料金徴収事務従事者証（以下、「従事者証」という。）において、八尾市水道局料金徴収事務の委託に関する規程に定められた有効期限欄を設けていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成28年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>コンビニエンス・ストアでの水道料金等の収納業務等について、委託先に対し検査を実施しました。 今後も検査項目等を精査し、定期的に検査を実施します。</p>	<p>府下各市における収納事務等に関する検査の状況について調査を行いました。これにより委託先に対する検査の内容や方法について検討し、平成 27 年度中に検査を実施する予定です。</p> <p>料金徴収事務従事者証については、有効期限を記載するように改めました。 なお、水道メーター検針業務の検針員に交付する従事者証についても、平成 27 年度中に行う同業務の入札後に交付する分より有効期限を記載する予定です。</p>		